

建築物の高さ制限の内容(宇治市)

法: 建築基準法第55条、56条、58条

用途地域等	制限内容							高度地区(法58条)
	絶対高さ(法55条)	道路斜線(法第56条1項一号)		隣地斜線(法第56条1項二号)		北側斜線(法第56条1項三号)		
		法第56条第1項一号における別表第3(ハ)欄数値	法第56条第1項一号における別表第3(ニ)欄数値	法第56条第1項二号における係数	法第56条第1項三号における加算高さ	法第56条第1項三号における係数	法第56条第1項三号における加算高さ	
第一種低層住居専用地域	10m	20m	1.25	規定なし		1.25	5m	第一種
第二種低層住居専用地域	10m	20m	1.25	規定なし		1.25	5m	第一種
第一種中高層住居専用地域	規定なし	20m	1.25	1.25	20m	規定なし		第二種
第二種中高層住居専用地域	規定なし	20m	1.25	1.25	20m	規定なし		第二種
第一種住居地域	規定なし	20m	1.25	1.25	20m	規定なし		第三種 (一部15m第三種)
第二種住居地域	規定なし	20m	1.25	1.25	20m	規定なし		第三種
準住居地域	規定なし	20m	1.25	1.25	20m	規定なし		第三種
近隣商業地域	規定なし	20m	1.5	2.5	31m	規定なし		第四種 (一部15m第四種)
商業地域	規定なし	20m	1.5	2.5	31m	規定なし		第五種 (一部地域に限る)
準工業地域	規定なし	20m	1.5	2.5	31m	規定なし		第四種
工業地域	規定なし	20m	1.5	2.5	31m	規定なし		規定なし
市街化調整区域	規定なし	20m	1.5	1.25	20m	規定なし		規定なし
都市計画区域外	規定なし	規定なし		規定なし		規定なし		規定なし

(注) 法55・56・58条による制限と合わせて、風致地区(歴史まちづくり推進課)、建築協定(建築指導課)による高さ制限についても確認願います。なお高度地区の詳細については都市計画課にて確認できます。

< 平成30年6月作成 >